

事業主体について

事業主体について

- 広域雨水幹線の事業主体について
事業効果を早期に発現するため、「技術力」、「財政力」の視点から、市施行（公共下水道事業）と都施行（流域下水道事業）を比較

【技術力の視点】

市施行 （公共下水道事業）	都施行 （流域下水道事業）
<ul style="list-style-type: none">● 想定規模（管径6,000ミリ）の施工実績なし● 河川管理者等、関係機関との協議に高度な知識が必要	<ul style="list-style-type: none">● 想定規模の工事において豊富な施工実績や協議実績あり

⇒ 都施行により事業の円滑かつ着実な履行が見込まれる

事業主体について

【財政力の視点】

市施行 (公共下水道事業)

- 各市の負担額、2～5億円/年
- 他に幹線へ雨水を流入させる管渠の整備費が必要
- 各市の下水道事業の予算は年間約13～58億円 (H30年度の各市の予算資料より)

都施行 (流域下水道事業)

- 各市の負担額 1～3億円/年
- 他に各시는、幹線へ雨水を流入させる管渠の整備費が必要

⇒市負担額を軽減することにより、事業進捗の確実性が高まる



**事業を着実に進め、早期に効果を発現するためには、
広域雨水幹線の整備は、都施行(流域下水道事業)に
よる事業実施が優位**

役割分担について

●雨水整備の役割分担について

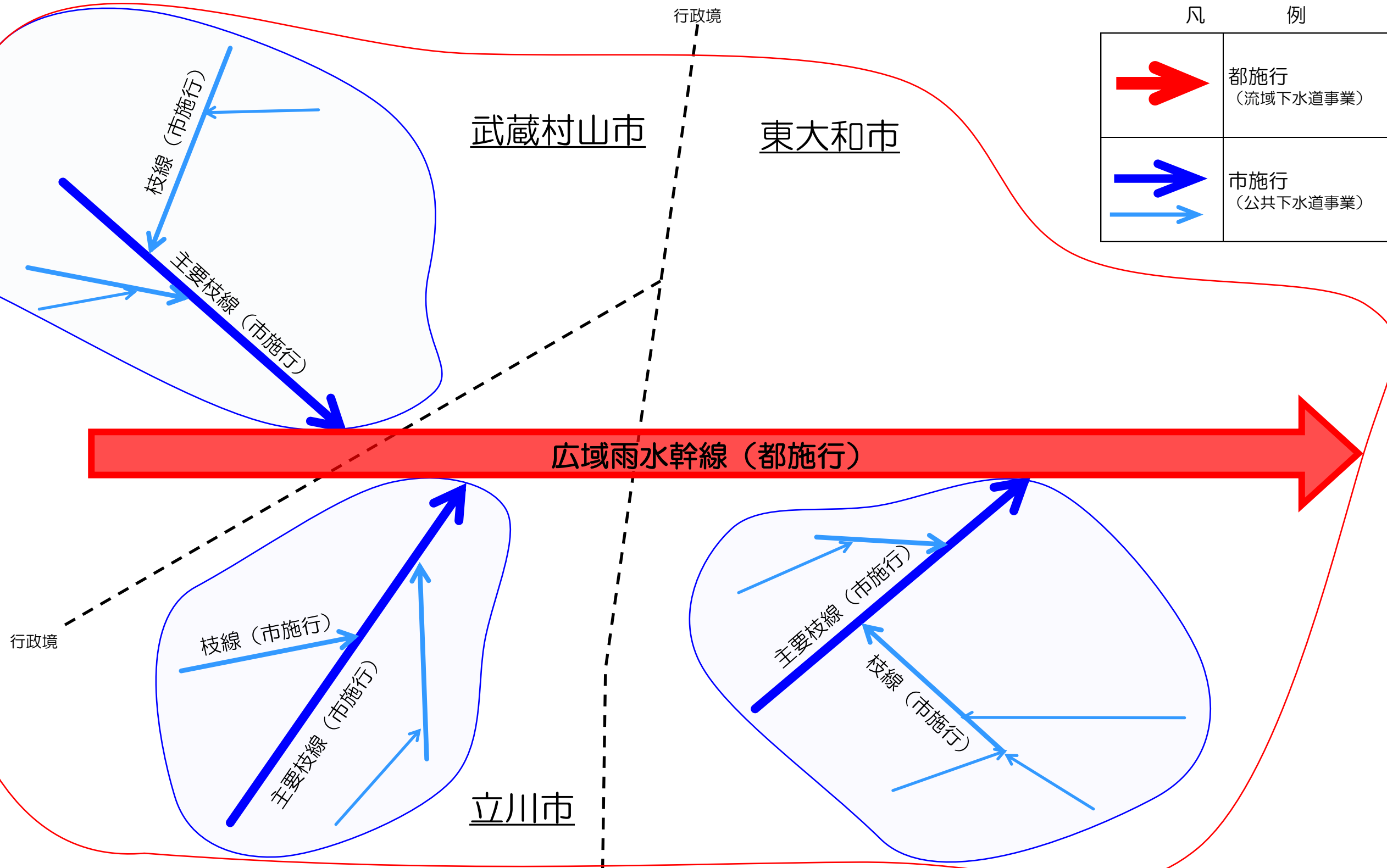
事業効果の早期発現のためには、**都と市が適切な役割分担の下、早期の効果発現に向け連携した取組を行っていくことが必要**



○広域雨水幹線整備は、都施行による流域下水道事業として実施

○広域雨水幹線へ雨水を流入させるための枝線及び主要枝線は、各市が公共下水道事業として実施

役割分担のイメージ図



※都施行流域下水道事業と市施行公共下水道が一体となって効果発現

まとめ

○広域雨水幹線整備の事業主体については、都施行流域下水道事業として実施する方が、事業の着実な進捗及び早期の効果発現のためには優位

⇒上記方向で、今後関係部署と調整を行っていく

○広域雨水幹線等の事業主体について関係部署間の同意を得た上で、都と市は適切な役割分担に基づき、早期の浸水被害軽減及び雨水整備の確実な実施を図る

⇒都は広域雨水幹線、市は公共下水道の事業計画を策定の上、事業を進めていく